

《医療法人厚仁会 一般事業主行動計画》

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分発揮できるようにするため、下記のように行動計画を策定する。

計画期間 平成27年4月1日～平成32年3月31日までの5年間

(目標1) 産前産後休業や育児休業制度、雇用保険法に基づく育児休業給付、産休・育休中の社会保険料免除など、制度の周知や情報提供を行う。

対策：平成27年5月～ 主任会議での説明。
回覧及び院内の見やすいところへ設置し、
情報を開示する。

(目標2) 所定外労働削減のための措置を実施する。

対策：平成27年4月～ 所定外労働の原因分析。
平成27年5月～ 所定外労働削減の方策を検討。
平成27年6月～ 所定外労働を削減するための方策を実施。
企業内に安易に残業するという意識がある
場合には、それを改善するための意識啓発
等の取り組みを行う。